川口市立小中学校長　様
就学援助事務御担当者　様

川口市教育委員会指導課長

川口市就学援助事務の取り扱いについて

日頃から就学援助事務に対してご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を理由とした新規申請が今後増えると予想されることから、下記のとおりお取り扱いくださいますよう、お願いします。

なお、ご不明な点がありましたら、お手数ではございますが、裏面の連絡先までお問い合わせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1　給与明細等の提出が可能なかた

①新規申請書の申請理由欄に、コロナウイルスの影響により給与収入が減額になり生活が苦しくなったなど、援助が必要となった理由が記載されているか

②収入減の事実が発生した以降３ヶ月分の給与明細等が添付されているか

を確認してください。

2　給与明細等の提出が不可能なかた

①新規申請書の申請理由欄に、コロナウイルスの影響により仕事が減り生活が苦しくなったなど、援助が必要となった理由が記載されているか

②令和元年分の確定申告書の写し、及び売上減少を証明する書類（減収月の事業収入額を示した帳簿の写しなど）３か月分が添付されているか

を確認してください。

※今回の給与明細等の提出が不可能なかたに係る取り扱いについては、新型コロナウイルスの影響を受けての申請に限ります。

3　共通事項

①指導課に相談があった場合は、上記のとおり案内しますが、学校に直接相談があった場合も、上記のとおりご案内くださいますよう、お願いします。

②申請書は、添付書類がそろってから受理してください。

③給与明細や帳簿の写しによる判定は、正確な判定が行なえないことから、あくまでも臨時的な救済処置であることをご留意ください。

川口市教育委員会指導課
就学援助担当：屋城・矢内
（直通）０４８－２５９－７６６３